

廃掃法、バーゼル法 両改正案が衆院通過 全会一致で可決

衆院本会議は23日、廃棄物処理法とバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の両改正案を全会一致で可決し、参院に送付した。

は、不適正処理への対応を強化するため、市町村長および都道府県知事等は、処理業の許可を取り消された事業者等が廃棄物の処理を終了していない場合、これらの者に対し必要な措置を命ずる他、事業者から排出事業者への通知を義務付ける。

特定産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に替えて、電子マニフェストの使用を義務付ける他、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。

また、人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、これらの物品の保管または処分を業として行う者に対し、都道府県知事への届出や処理基準の順守等を義務付ける他、処理基準違反があった場合等における命令等の措置を追加する。

一方、バーゼル法改正案では、輸出先の国で条約上の有害廃棄物とされている物を、日本でも特定有害廃棄物等として輸出承認を要件化するとともに、規制対象物を法的に明確化する。途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入についても、輸入承認を不要とするよう規制対象物の範囲を見直す。

また、輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確認する事項を明確化する他、輸入事業者および再生利用等事業者の認定制度を創設し、認定輸入事業者が認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の輸入承認を不要とする。